

TTC スペクトル管理 SWG 寄書

日付：2005年12月22日

提出元：(株)アッカネットワークス

題名：DPBOの適用について

まえがき

本寄書は、F T T R利用×D S Lのスペクトル管理にD P B Oを適用する場合の検討課題を提示するものである。

ア) D P B Oのパラメータ

現在、V D S L 2 (G.993.2 Annex C)の仕様の一つとしてD P B Oのパラメータが、NTT, Fujitsu, NEC, Softbank BB の連名で次回 I T U - T の Q 4 会合に提案されている。

F T T R利用×D S Lのスペクトル管理にD P B Oを適用する場合は、全てのF T T R × D S L 装置のD P B Oに上記仕様を採用するか？

イ) D P B Oを適用する周波数帯域

案1)

J J 1 0 0 . 0 1 第3版のG章の規定に代わるものとして、1.104MHz～30MHzの周波数帯域に対してのみD P B Oを適用する。

1.104MHz以下の周波数帯域については、保護判定基準値などによりスペクトル適合性を判断する。

案2)

クラスA, A'のA D S Lの伝送帯域全てに対して、F T T R利用×D S LにD P B Oを適用する。

D.2.3.3.1		F T T R利用×D S LのD P B OパラメータをV D S L 2 (G.993.2 Annex C)の仕様と同一とするか？	SMS-30-
D.2.3.3.3		D P B Oを適用する周波数帯域 案1) 1.104MHz～30MHzの周波数帯域に対してのみD P B Oを適用する。 案2) クラスA, A'のA D S Lの伝送帯域全てに対して、干渉源にD P B Oを適用する。	SMS-30-

以上